

評価対象 良質な個別サービスの実施(児童養護施設版)

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
1 援助の基本						
(1) 児童の援助に対する基本的な姿勢について配慮し、支援している。						
1	児童と職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の児童の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。					個々の児童の気持ちを汲み取りながら、児童の発達段階に応じた課題を設定し、心身の成長を促した援助がなされていると判断し、a評価とした。
2	児童の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。					社会性や協調性等を育成する取組みを積極的に実施していると判断し、a評価とした。
3	職務上職員が知り得た個人情報について秘密保持を徹底している。					守秘義務についての規程を定め、個人情報について秘密保持が徹底されていると確認できたので、a評価とした。
4	適切な児童の援助を行うため、職員間で打ち合わせをするなど引き継ぎ体制が確立している。					一日4回の引継ぎをしており、担当者間で書面と口頭の両方で行なわれていることが確認できたので、a評価とした。
2 入所時の対応						
(1) 入所前の援助が適切に行われている。						
5	児童相談所と連携しながら、児童、保護者及びその家族の状況を把握し、受け入れ準備を行っている。					児童相談所と連携を密にし、事前の受け入れ準備を確実にこなしていることが確認できたので、a評価とした。
(2) 入所前の援助が適切に行われている。						
6	入所の際に、児童又はその家族等に対して適切な情報提供を行うなど、児童の不安を解消し施設生活を理解できるよう適切な援助を行っている。(但し、児童福祉法第27条1項3号入所児童に限る。)					入所にあたり、児童の不安が少しでも解消するよう、分かりやすい説明や声かけを行ないながら、適切な援助が行なわれていると判断し、a評価とした。
3 日常生活の援助						
(1) 適切な食生活に対する援助を行っている。						
7	食事を美味しく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。					食育の取組みを行ないながら、食事をおいしく食べられるよう、工夫していることが確認できたので、a評価とした。ただし、食堂の雰囲気が殺風景な印象があり、家庭的な雰囲気作りに配慮することも必要であると思われる。
8	児童の生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。					児童の生活時間に合わせた時間設定となっていると判断し、a評価とした。
9	発達段階に応じて、食習慣を習得するための支援を適切に行っている。					食育の取組みを通して、食習慣の習得についての支援が十分なされていると判断し、a評価とした。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
(2)適切な衣生活に対する援助を行っている。						
10	衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。					季節に応じた清潔な衣服、年齢に応じた服装を提供できていると判断し、a評価とした。
11	児童が、衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。					児童が衣習慣を身につけることはできているものの、児童自身が自己表現できる支援には至っていないと判断し、b評価とした。
(3)適切な住生活に対する援助を行っている。						
12	居室等施設全体が、生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。					各居室で必要な備品は整えられ、必要に応じていつでもシャワーが使えるようになっているなど、整備されていると判断し、a評価とした。ただし、施設全体が子どもの生活の場としての雰囲気には足りない点も見受けられた。
13	発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。					整理整頓や掃除等の習慣が身につくような取組みはあるものの、軽度な破損等について児童自身が簡単な修理を体験するような機会がないと判断し、b評価とした。
(4)適切な衛生管理や健康管理及び安全管理に対する援助を行っている。						
14	発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。					児童の発達段階に応じた身体の健康について自己管理できるよう十分に支援していると判断し、a評価とした。
15	医療機関と連携して一人ひとりの児童に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。					医療機関との連携を密にし、状況に応じた対応を取りながら、児童一人ひとりへの健康の配慮には慎重に行なっていると判断し、a評価とした。
(5)児童の問題行動などに対して適切な対応を行っている。						
16	児童が暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、適切に対応している。					職員間の共有認識のもと、連携した対応が十分取られていると判断し、a評価とした。
17	虐待を受けた児童等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。					児童相談所との連携を密にし、職員間で周知徹底し、緊急時の対応もできていると判断し、a評価とした。
18	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別など施設全体で生じないよう徹底している。					他人への思いやりの心を育む支援に取組み、職員配置を効果的に行なうことで防止につなげている。また、もしも暴力やいじめ等があった場合の対応については適切な体制が作られていると判断し、a評価とした。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
(6) 児童の自主性や自律性を尊重した日常生活の援助を行っている。						
19	行事などのプログラムは、児童が参画しやすいように計画・実施されている。					児童の自主性を養うプログラム作りに至っていないと判断し、c評価とした。治療面、教育面等から当該項目は取り組み難しい点もあるが、少しずつでも可能な範囲で取り組むことが期待される。
20	休日等に児童が自由に過ごせるよう配慮している。					利用者の状況と設備、職員配置を勘案すると難しい評価項目となるが、可能な範囲で少しずつ児童の生活文化を保障することが必要であると判断し、c評価とした。
21	児童の発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など、経済観念が身につくよう支援している。					個々の児童の状況を見ながら支援はしているものの、金銭の自己管理や児童の自主性を尊重した支援について十分な取組みとなっていないと判断し、b評価とした。支援可能な児童に対して徐々に支援範囲を広げていくことを期待する。
22	児童が友人や地域との関係を深められるよう支援している。					具体的な支援が確認できなかったため、c評価とした。治療面、教育面等から当該項目は取り組み難しい点もあるが、長期にわたり入所している児童もいることから、友人や地域といった関係について支援できる取組みを期待する。
(7) 一人ひとりの児童に応じた適切な学習支援、進路指導等を行っている。						
23	学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。					学習環境の整備についてある程度配慮されているが、落ち着いて勉強できるスペースに乏しく、学習指導のボランティア導入についての検討もなされていないと判断し、b評価とした。
24	学校を卒業する児童の進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している。					学校、児童相談所との連携のもと、児童の進路について支援していると判断し、a評価とした。
25	児童の年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。					計画的に性教育が実施されていること、異性への思いやりが育つように配慮されていることは確認できたが十分とは言えないので、b評価とした。
4 心理的な援助						
(1) 児童のメンタルヘルスに着目した支援を行っている。						
26	被虐待児童など心理的なケアが必要な児童に対して心理的な支援を行っている。					日常生活の中で、心理的な援助が行なえる体制ができており、実施していると判断し、a評価とした。
5 家族との関係						
(1) 家族とのつながりに配慮している。						
27	児童相談所等と連携し、児童と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりができています。					児童相談所と密に連携をとり、家族とのつながりに配慮した体制作りができていますと判断し、a評価とした。
28	児童と家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的に行っている。					家族との面会、外出、一時帰省等について規程を設け、児童相談所と連携を取りながら積極的に行なっていると判断し、a評価とした。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
6 退所時の対応						
(1)退所前の援助が適切に行われている。						
29	退所後の社会生活を考慮した援助を行っている。					治療・教育面から実施の難しい点のある項目ではあるが、具体的な生活体験の場や社会性を養う機会の取り組みが十分とはいえないので、c評価とした。
30	退所後の社会生活がスムーズに行われるよう退所時に十分な援助を行っている。					関係機関との連携のもと、退所後の家庭や学校などへの適応がスムーズになるよう、十分に援助を行っていると判断し、a評価とした。
31	家庭復帰に向けて、児童相談所及び児童と家族への連絡調整機能を果たしている。					児童相談所や家庭との連絡調整のための担当窓口も設置し、緊密な連携をとっており、定期的に保護者面談を実施しながら保護者の不安緩和を図っている。十分な取組みをしていると判断し、a評価とした。
32	児童福祉施設等へ措置変更する場合には、児童と家族、児童相談所及び措置変更先の施設等への連絡調整機能を果たしている。					措置変更については、児童と家族、児童相談所、変更先施設等と調整を行ない、児童が変更先施設等にスムーズに適応できるよう配慮がなされていると判断し、a評価とした。
33	電話や訪問などにより、積極的に退所後の援助を行っている。					退所後の児童、家族からの相談には積極的に応じ、児童相談所等との連携で継続的にアフターケアの体制をとっていると判断し、a評価とした。

評価対象 児童の権利擁護

1 児童の権利擁護						
(1)常に児童の最善の利益について熟考し、児童の権利を擁護している。						
1	施設長は、児童の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。					施設長自ら、権利擁護の認識及び研鑽を積み、職員への意識付けも積極的に行なうなど、積極的に権利擁護の取組みを行っていると判断し、a評価とした。
2	職員は、児童の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。					児童の権利擁護については日頃から職員間で議論し、高い意識をもって取り組んでいると判断し、a評価とした。
3	施設生活全般について、児童が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。					生活場面面接、個別面接、部屋会議、室長会議等により自由に意見が言える機会を多く設け、その意見に対して応えていく姿勢をとっており、要望に応えられない場合には児童が納得できるよう対応していると判断し、a評価とした。
4	児童自身が、自分たちの生活全般について、自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。					部屋会議、室長会議を通して、児童が主体的に活動できる機会を設け、取り組んでいると判断し、a評価とした。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
5	施設の行う援助について事前に説明し、児童が主体的に選択(自己決定)できるように支援している。					自己決定の重要性については十分認識されながら支援していることがうかがえたが、児童への事前の情報提供についての配慮が不十分と判断し、b評価とした。
6	多くの生活体験を積ませる中で、児童が、その問題や自体の主体的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。					健全な自主性や社会性を養うことを目的に、施設生活の中で多様な経験をしながら問題解決できるよう支援する努力をしながら実践していると判断し、a評価とした。
7	多くの人たちとのふれあいを通して、児童が、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生ができるよう支援している。					児童の状態により多くの人たちとの交流が難しいと思われるが、人間関係を築くための支援は努力されている。ただ、入所期間の長い児童もいることから、可能な範囲で施設外の人との交流の取組みが増えることを期待し、b評価とした。
8	児童の発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、児童に適切に知らせている。					児童の心理的、精神的状態に応じて、慎重に取り扱っている。児童相談所とも相談しながら、適切な支援をしていると判断し、a評価とした。
9	児童のプライバシーの保護に配慮している。					居室面積と利用人数を勘案すると個別空間が保護されているとは言い難く、また居室内の設備もプライバシーに配慮した設備は確認できなかったため、b評価とした。
10	体罰を行わないよう徹底している。					日々の引継ぎや各種会議等において、体罰の禁止について徹底しており、規程に明文化することにより周知も図っていると判断し、a評価とした。
11	児童に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。					児童に対する暴力、不適切な関わりを防止するために会議等で取り上げながら意識を共有しており、不適切だと疑われる場合には、状況を明らかにする取組みをしていると判断し、a評価とした。
12	児童や保護者からの要望などを検討したり、不満や不服を解決したりする仕組みが確立されている。					生活場面面接や個別面接において表明されることが多く、出された要望等については迅速に検討を行なうなど、仕組みがなされていると判断し、a評価とした。
13	施設生活に対する要望、不満、不服など、児童や保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。					意見箱の設置、各種会議や面接等により、意見を聞くシステムを作り、実施していると判断し、a評価とした。
14	児童や保護者の思想や信教の自由は、他の児童や保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。					思想や信教の自由は尊重し、他者の権利を妨げないよう配慮されていると判断し、a評価とした。